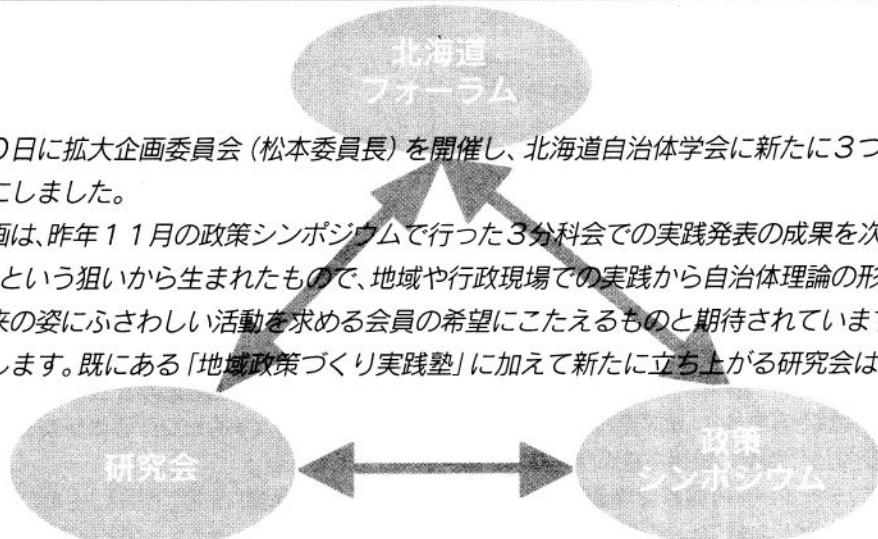




発行人：北海道自治体学会事務局  
事務局：064札幌市中央区南4条西17丁目  
北星学園女子短期大学  
内田研究室tel:011-532-2417(fax共通)

## 北海道自治体学会に新たな研究会が発足します。ふるって参加を!



3月30日に拡大企画委員会(松本委員長)を開催し、北海道自治体学会に新たに3つの研究会を設置することにしました。

この企画は、昨年11月の政策シンポジウムで行った3分科会での実践発表の成果を次のステップにつなげたい、という狙いから生まれたもので、地域や行政現場での実践から自治体理論の形成をめざす自治体学会本来の姿にふさわしい活動を求める会員の希望にこたえるものと期待されています。ふるって参加をお願いします。既にある「地域政策づくり実践塾」に加えて新たに立ち上がる研究会は、次の3つです。

**環境政策研究会**～廃棄物問題から大気汚染、水質、エネルギー、地球環境等を含め、北海道から新しい環境政策を全国に発信する理論と実践の調査研究会。運営委員の中村恵子さん、福士明さん、内田和浩さん、山本博巳さんが世話役を務めます。連絡先は中村さん(TEL 0142-23-0632)です。

**食農研究会**～地域が支える農業をいかに実践するか。地産地消を実践する米国のCSAを中心に研究し、北海道から新しい農業生活環境を全国に発信する、理論と実践の調査研究会です。連絡先は代表運営委員の中島興世さん(TEL 011-386-8311)です。

**議会研究会**～地方分権社会における自治体議会の在り方とそこにおける議員の役割等を研究し、具体的な議会運営や政策論議、立法機能の強化につなげる調査研究をめざします。運営委員の相内真子さん、中島和子さん、嶋田浩彦さんが世話役を務めます。連絡先は嶋田さん(TEL 011-378-2121)です。

・景観研究会～現在、検討中です。

各研究会とも5月中に1回目の会合を持つ予定です。各研究会の取り組みについては、今年の政策シンポジウムの場で報告していただくことにしています。

各研究会とも世話役の所在地の関係で札幌での会合が多くなると思われますが、インターネットの時代ですし、遠方の会員であっても意欲と工夫次第で十分参加してやっていけます。ぜひどこかの研究会に所属して北海道自治体学会員としての活動領域を広げていただきたいと思います。

### 環境政策研究会の開催について

・年間研究テーマ「ゴミとリサイクル」

・第1回研究会 5月26日(火)午後6時30分～8時30分

○会場 北海道環境サポートセンター多目的ホール  
(北7条西5丁目千代田ビル1階・011-707-9025)

○内容 ①報告「容器リサイクル法と制定後の問題点」

(道庁担当者に依頼中)

②研究会発起人からの問題提起

・詳しくは、中村恵子(0142-23-0632)

又は内田和浩(011-532-2417)へ

本年度総会の日程が6月27日(土曜日)午後4時30分から6時30分まで北海道大学9番教室で開催することになりました。

これまで年度総会は、夏の北海道自治体学会フォーラムの開催に合わせて開催していましたが、今年のフォーラムは9月26、27日の両日、弟子屈町で開催することになったことからフォーラムと切り離して早い時期での単独開催となったものです。

6月27日は、「地方自治土曜講座」の2回目の開講日

## 北海道自治体学会'98年度総会は 6月27日に決定

にあたり、当会会員多数の受講が予想されることから同講座終了後に総会を開催することになりましたのでご理解ください。

これまで、フォーラム開催の前段にあわただしいスケジュールをねっての総会開催ということで十分な議論をいただく時間的余裕がありませんでしたが、今年は単に事業計画と予算を決めるだけでなく、北海道自治体学会の在り方について意見交換できる場にしたいと考えていますので、一人でも多くの出席を期待しています。

### 報告

北海道自治体学会  
地域学習会支援事業

## 「地方自治土曜講座 in くしろ」から 学習から信頼、 そして水平的連携へと

'97地方自治土曜講座実行委員会  
事務局 工藤洋文(釧路市)

「土曜講座 in くしろ」はくしろ管内の実行委員による「寄せ合い所帯的」な発想でしたが、議論に議論を重ねプロセスを重視した結果、内容、講師、デザイン等何処の会場より素晴らしい(?)とのお褒めの言葉をいただきました。ずぶの素人が手探りから何とか独立立ち出来たような感じです。

最終的には、6回開催し延べ受講者数1200人となり、報告書も地方分権推進委員会の4次勧告を中心とした内容にまとめ、1000部印刷して講師、受講者、関係者、行政機関等に配布するなどして、更に充実化を図ることができました。

実行委員という不安定な組織がネットワーク化を促進して「連携」が始まり、回数を重ねる内から「信頼」が芽生えました。くしろ管内10市町村から白糠町職員が自治体学会に団体加入し、'98土曜講座の中心的立場として縦横無尽の活躍をし、また9月には自治体学会のフォーラムを弟子屈町で開催するために土曜講座のスタッフが別組織を構築して実行委員会を設け議論を重ねています。事例発表や分科会そして夜なべ談義まで内容を議論していく中で、自分の意見を持ち、人の意見と議

論をしていく中で、情報を吸収してどんどん人が育っていく様子が伺えます。インターネットによる電子会議も遠隔地を意識させないツールであり有効な補助システムとして利用しています。

なぜ、いまくしろ管内でフォーラムを開催するのか、くしろ管内の特徴はなんなのか、誰のためのフォーラムなのか、もう一度原点に戻り「実務と理論の出会い」の場になればと実行委員会を重ねています。

この様に今まで考えられなかった様なことが「学習」という小さなきっかけから「連携」という大きな広がりを生み出し、自治体学会のフォーラム開催まで意識が向上したことになります。この波及効果は従来の行政枠ではできなかったことを「水平的連携」としてあらたな自治体間関係を生み出したのではないでしようか。

'98土曜講座 in くしろ」は、従来の学習から一歩抜けだそうと政策形成ワークショップという新たな試みを企画しました。分権時代に対し学習から政策という自治体職員の必要不可欠な事項に挑戦してみようと考えてみました。課題に対する答えは出るかは未知ですが、挑戦する気概を自治体職員としては持ち続けたいと思います。

学習からなにを生み出すのか、いまくしろ管内の自治体職員から目が離せません。

今年も地域学習会を支援します。

各地で会員が自主的に行う地域学習会に対して、本学会から運営費の一部を助成する支援事業を本年度も継続します。ふるて応募ください。  
助成額は1事業5万円で、申請手続きについては事務局または運営委員にお問い合わせください。  
97  
助成を受けた場合は、実施結果をニュースレターや政策シンポジウムで報告いたします。  
なお、この事業は96年度は伊達市、97年度は釧路市の会員がそれぞれ応募して適用されています。



# 自治に想う

リレートーク  
第6回

協議会は自主的にテーマを設定し  
協議しその成果を市長に提言する  
仕組になっている。

環境市民連絡会 代表 山下泰生

## <札幌市環境保全協議会とは何>

従来の各種審議会は形骸化している。地元の企業や議員の要請で官僚が政策決定する過程で審議会は利用されているに過ぎない。今後、審議会の公開と市民の公募制によって変わることを期待する。そこで、新しく考えられたのは、環境保全協議会という条例に基づいた市民参加型の組織である。協議会の委員は40人以内で、公募の市民10人、環境NGOの公募・推薦で10人、事業者が推薦で10人、残り10人は市長が適当と認めた専門家により構成される。任期は2年である。協議会は自主的にテーマを設定し協議しその成果を市長に提言する仕組になっている。それも、単に市の施策に対し要望するだけでなく、自らが環境保全のために何をしたら良いかを提案し市民に広げていくことも役割になっているユニークな組織である。(図を参照)

2年間の活動で14項目の提言をしている。主な提言項目～環境プラザの基本構想、湿地の保全、散乱ゴミ対策、歩行者天国の拡大、百万本の植林、市民との対話集会の実施。

## <協議会の自発的な運営>

96年6月全国で初めて条例の中で市民参加型の恒常的な組織が発足し、国際性豊かな委員など多彩な顔ぶれで第一回目の会議から熱気に溢れた。会長と副会長が環境NGOや市民公募者から選出された。私は初代の会長に。さらに、協議会委員から2名が環境審議会委員として選出された。委員のアンケートによる事前の意見集約、運営方法、テーマ別部会方式などのルールが自発的に次々と決められていった。3ヶ月に1回の定期会議の他に、月1回の運営委員会、テーマ別部会、提言提出後の関連行政担当部局との話し合いの開催など週に1回のペースで集まるほど忙しくなった。事務局を担当する環境保全部計画課の献身的な協力があってこそ今日の協議会の発展があった。

初め、「自然環境」「都市景観」「ごみ」「環境教育と市民参加」の4部会が発足し、そこで素案が熱心に論議され本会議に提出し協議され、市長に提言する方式をとった。しかし、途中で問題が発生した。部会で専門的に素案が煮詰められたため、全体で討論することが片寄り始めた。そこで、本会議の討論を活発化するために、「緑」と「エネルギー」のテーマにしづく、論点を

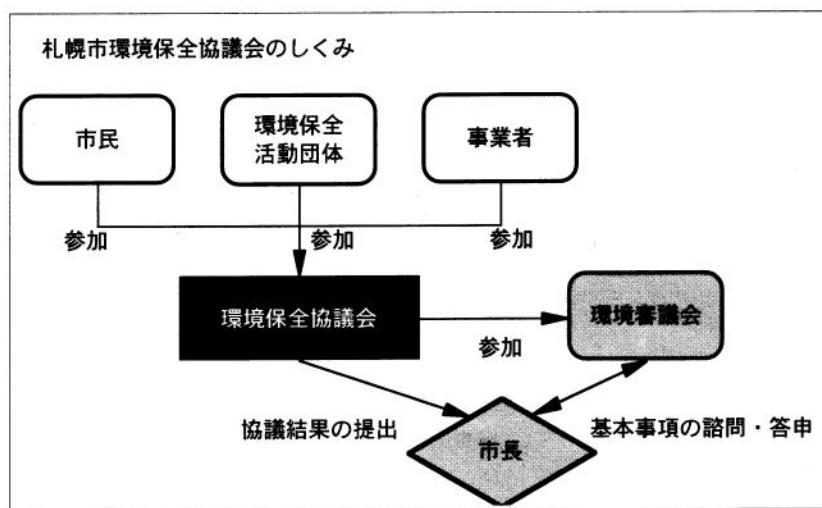
整理する委員会方式や、本会議でワークショップ形式をとるなどの工夫をした。市民からカラカネイトンボの保全のための要望があったので、行政と一緒に現地見学も行った。

## <協議会から環境NGOが誕生>

ここ数年、札幌市では精進川河畔林、真駒内ゴルフ練習場建設問題などで、私有地については法的規制に限界があることを認識した。その教訓を生かし、ドイツの実例を学んでビオトープマップ作りを「緑の委員会」が市民運動として行うことになった。現在、市民から400通以上の身近な自然についての情報を得て、北海道環境サポートセンターを拠点にして地域の環境NGO活動家と一緒にになって「ビオトープコミュニティ」を結成し、作業が行われている。うれしいことに情報提供には子供たちも参加している。

## <北海道環境保全推進委員会との相互交流>

道環境基本条例にも、札幌市と同様の市民参加型の組織が作られた。私は、道環境基本条例を道民参画で行うシステム作りに功労のあった環境政策課の上野課長補佐の「条例策定後に、魂を入れるのが我々の仕事だ」という発言に心を打たれ、公募して石狩地区委員の副代表になってしまった。道委員会は行政の協力と優秀な人材により、初めからワークショップ、アンケート調査、市協議会委員との交流などを積極的におこない提言の内容も総合的、本格的で、道全体の典型になりつつある。今後、全道のネットワーク化が期待される。自然破壊は人間性を失うことだと痛感した。





## ★手軽になった海外視察

安・遠・短。安くて、遠くて、短期間。これが旅行のトレンドだという。私にとって8回目の海外となったアメリカ視察は、まさに安遠短だった。3泊5日。水曜日の午後から「ちょっと行つてきます」と休暇を取る。日曜日に帰つてくるから、月曜日には朝から勤務に出る。休暇は2日と半日ですむ。経費は全部で20万円といったところだ。確かに安遠短はトレンドのようだ。たちまち23人の大視察団になった。

短期間だが成果は大きい。インターネットという強い味方があるからだ。日本にいながら手軽に必要な情報を瞬時に得ることができる。だから事前の準備をしっかりできる。効果的な、焦点を絞った視察の可能性が広がっている。

## ★★地域が支える農業

視察目的はアメリカに広がる農家と消費者の新しい関係、CSA (Community Supported Agriculture=地域が支える農業) をカリフォルニアのサンフランシスコ郊外に学ぼうというものだ。

CSAは10年前に始まった運動だが、全米で急速に拡大を続けている。これは消費者グループが農家と直接契約し、先払いでの農産物を買い取る



## 代表運営委員

**中島 興世**(北海道自治政策研修センター)

仕組みだ。

日本の産直運動は安全な農産物を求めて、遠隔輸送もいとわない。これに対して、アメリカの運動は、地域にこだわり、地域内における農産物の流通を目指している。そこでは地域が農業を支え、農業が地域を支える豊かなコミュニティづくりが意識されている。「地産地消」を叫んできた私には見逃すことのできない動きだ。

## ★★★大規模農業

アメリカは世界最大の農業国だ。大規模な企業的経営の農業が中心といってよい。市場では大規模農業が優位に立つ。家族農業が敗れ、所有地が大規模経営の農家に移ると、それまで多品目の野菜が作付けされていた畑が、単品の大量生産の畑になってしまう。そして大量の化学物質が投入される。

アメリカの大規模農業はどうかという私の質問に、西海岸CSA代表のウェイランドさんははき捨てるように言った。「大規模農業は多様性がない。とてもひどい。環境を汚染し、経済を悪くしている。食品についても汚染されたものを……」と。まるで、なぜそんなくだらない質問をするのか、そんなことを調べに日本から来たのかと言わんばかりであった。

## ★★★★CSA農場

「平均的な農家の3軒分の収入がある」。CSA農場を経営するアウラ・ファームのデーブさんは胸を張った。彼の農場は1.5haに過ぎない。しかし農場まで野菜を取りにくるシステムと300人の会員に支えられて、経営は安定している。デーブさんは言う。「CSAを始めたのは、CSAがいかに利益が上がるかを人々に示すためだ。人が信じるのはもうかるかどうかだ。市場流通は加工と流通業者のために作られている。中間業者を省いていることが成功の要因である」。

世界最大の農業国アメリカ。そこで家族経営の小さな農業を守る運動が急速に広がっていることを肌で感じ、強い感銘を受けた。その感動のせいだろう、今度はCSAの先進地であるマサチューセッツに視察に行こうと言ってくる。また安遠短で企画しようかと考えている。

土曜講座  
スタート！

昨年年に引き続き、土曜講座inくしろが4月25日、釧路町を会場にスタートしました。神原教授と北海道の磯田室長を講師に1回目のテーマは「政策合意形成と再評価」。神原先生の公共政策をめぐる理路整然とした整理分析と磯田氏の「時のアセス」と道府内体制改革の実践報告に会場を埋めた150名ほどの参加者は理論と実践の出会いそのままの熱弁に聞き入っていました。また、ニュースレターの前回号にNPO法案で執筆された伏島さん(たくがん総研)を加えた対談もおこなわれ大好評でした。



Vol.1



「ブロードモア警察防護区」

NPOとは、米国ではノンプロフィットオーガニゼーションやノットフォープロフィットなど、非営利の団体の総称をいう。この非営利団体の中には、学校や病院が含まれており、義務教育が徹底している日本とはちょっと事情が違う。NPOを知るにはまず、アメリカの自治組織を知る必要がある。

今回、我々5名は1月18日から1週間、NPO北海道推進会議が企画したNPOの視察研修に参加し、米国サンフランシスコ市周辺のNPOや自治体を訪問した。

米国の自治制度は、地方自治体のシステムを規定する包括的な地方自治法を持つドイツや日本などとは違い、それぞれの地域で異なる行政組織形態と選挙制度をもつ。

サンフランシスコから高速鉄道(パート)にのると、空港方面へ向かう終点にコーマ市(Colma)がある。このコーマ市は人口1,200人の小さな自治体である。このコーマ市は墓地(地面の下に150万人)のまちである。ここは数年前に住民投票で市になることを決めた。市といつても市議は5人でボランティア、市長も市議間の選挙で決める。昼間は電力会社に勤めるヘレン・フィシカリオさんは1994年から市長になっている。市は管理、警察、計画、公共事業、法律など5つの部局で仕事をしており、35人の職員が働く他、契約職員は10人程いる。予算は年間1,500万ドル(消費税収入800万ドル)だが、そのほとんどは警察の仕事に使われる。議会は月1回、夜間に開かれるが市民が多く詰め掛け、選挙での投票率は80~90%と市民の関心が高い。

米国では、自治組織は州によって異なり郡であるカウンティ、小さな郡のタウンシップ、市町村のシティの他、特定の役割を持つ特別区がある。

このコーマ市は、シティだが、すべての機能を備えているわけではない。例えば、市内に学校はなく、子供たちは近くのデイリーシティにある学校へ通う、また、消防も特別

区であり、コーマ市とその他のいくつかのまちを管轄している。特別区は、これらの他、水道、下水道、港などあるが基本的に一つの自治体であり、主に不動産税等の固定資産税で成り立っている。

米国では行政の役割を大きく分けると、連邦は都市開発、航空、環境、州は社会福祉、高速道路、郡は保険、医療となるが、かなづしも明瞭な区分にはなってはいない。



コーマ市の市長(右)と助役さん(左)

## 渡辺 克生

北海道総務部道庁周辺地区整備室

その他、米国では市町村等の自治体を持たない非法人化地域(Unincorporated)がある。コーマ市の近くにこの非法人化地域のブロードモアがあり、人口は約5千人の地区だがここは警察のサービスだけ提供する特別区があるだけである。

1948年の住民投票によりこの警察防護区が設置されたが、



ブロードモアの警察署長(左)と委員会代表(右)で「非法人化地域のボランティアがささえる警察防護区(特別区)」です。非常に身近に感じる警察でした。

その他のサービスは郡から提供される。年間の予算は110万ドルであるが、郡から受けるサービスには別に税金としてその費用を支払う。この地域のいろいろな問題は非営利の委員会(ボードオブディ

レクターズ)があり、市議会の役割の代わりをしている。

このような非法人化地域は米国には多い。このブロードモアも1967年に法人化を検討したが結果的に止めた経緯がある。米国人のこのような考え方、組織が先にある日本の自治組織とは大きく異なり、自治体を固定的な全国一律の組織とは考えない。自分のことは自分でやるという基本的な考えに基づき、自分たちでは出来ないことに対価を払って組織を作りサービスの提供を受けるという制度である。そしてそれは州法で保障されている。

この他に訪ねたのはいわゆる広域自治体である。サンフランシスコからパートに乗り、サンフランシスコ湾をくぐるとオークランド市がある。ここに、この人口6百万人のサンフランシスコ都市圏の広域交通を受け持つ都市圏交通委員会(MTC)があり、9郡と100の都市、7,000平方マイルの地域の交通機関を総合的に計画調整するため、1970年に州法で決定され設置された。郡の議会議員や市長など16の委員からなる委員会(コミッショナ)が決議権を持ち、連邦政府、州政府、郡などのお金を受け取るが、コミッショナの中には小委員会があり、高齢者、マイナリティー、環境関係の委員会がミーティングを毎月のように開催するが、これらには一般の市民が参加し発言できる。また、委員会の議論や財政状況などはリポートやメールなどで詳細に公開されている。

米国では、このような多種多様で、一見複雑そうにみえる自治組織になっているが、よくみると必要に応じて組織ができる非常に合理的なシステムである。そしてどの人々を見ても独立した自治の意識を感じる。自治組織が複雑そう見えるのは、日本人にとってそう見えるだけで、日本の自治には市民が中心にいないせいではないだろうか。

米国では実に多様な人種や生活者がいるが、市民の権利は守られているし、そのために戦ってもいる。百万以上のNPOが動き個人が進んでボランティアに時間を割く、そして自分に出来ることは積極的に取り組む。今の自分たちのためだけではなく、将来ここに住む人々のために。

## ○政策法務研修を広域対象でスタート

「今の法制度では市民の期待するサービスに応えられない」「実際に仕事をしている時、そのベースになっている法律や条例がしっくりこない」「法制度を変えたいけど、どうやったらいいのかわからない」という人にピッタリの研修が札幌市で始まります。

その名も単純明解「政策法務研修」。開始は11月から、講師は北大法学部木佐茂男教授です。近隣自治体(厚田村、石狩市、恵庭市、江別市、北広島市、新篠津村、千歳市、当別町、浜益村)職員も対象になっていますので、ご期待ください。(札幌)



## ○町民と議会が議会改革について意見交換会

白老町議会は、昨年から議会改革等に関する検討委員会を設置しているが、平成10年1月28日「議員定数と議会改革」をテーマに町民との意見交換会を開催した。町内諸団体から16名が参加し地方分権時代における地方議会・議員のあり方について活発に意見交換した。当日は、一般公開されており26名が傍聴し約3時間の意見交換会の後半は、傍聴席からの発言を求めるなど土曜講座で聞いたアメリカ小都市の議会のようでした。

白老町では、公募による町民と職員が合同で生活課題解決のための研修会が実施されています。地方分権時代における「町民と行政」、「町民と議会」の新しい合意形成方法の実験が始まっています。市民活動がますます盛んになっていく時代、町民同士の合意形成手法の開発も必要ではないでしょうか。(白老)

**会員からの  
たより**

市施行の土地区画整理事業等による基盤整備（道路、公園、駅舎等）工事は、平成8年夏から着手され、平成10年度でほぼ完成します。小樽ベイシティ開発（マイカル、JR北海道、北海道中央バス等が出資している）による複合商業施設（物販98,000平方メートル、アミューズメント66,000平方メートル、ホテル26,000平方メートル、駐車場約4,500台）の建設は、平成9年10月から着工、平成11年3月オープンを目指し、順調に工事が進められています。（ホテルは11年7月オープン）また、複合商業施設のほかに中高層マンションも建設される予定で、投資額は基礎整備約150億円、民間開発約800億円です。（小樽市）

## ○環境市民会議を全員公募で設置

伊達市では環境基本条例、環境基本計画を地方分権の流れの中で策定前から市民参加で作るために、環境市民会議を全員公募で設置。市庁内には助役を本部長とする環境基本条例策定本部が設置され、22名の市民と市が協働で昨年7月から現在まで

公開で15回の会議を重ねてきた。会議の運営はもちろん、全員の知識の共有化を図るために立教大学淡路教授、北大小野教授、札幌市や北海道の環境基本条例策定に市民参加で関わった山本弁護士をお招きしての学習会、市民の声を聞く“市民環境フォーラム”の開催等全てに協働を活かす試みだ。市民会議は伊達の現況把握を通して環境基本条例に盛り込む主要施策、主要理念、方針を市の策定本部に提言。市はそれを基に素案を作り環境市民会議に図った上で条例原案を作る。今年度中に実現予定。環境基本計画も同様に作る。(伊達)

## ○小樽グリーンヒル留学生後援会が発足

「小樽グリーンヒル留学生後援会」が3月末に発足しました。この後援会は小樽商大で学ぶ外国人留学生を街あげて支援（住宅を利用させたり、ホームステイ先の提供、企業研修の受け入れ、同大学の私費留学生奨学金制度への寄付など）することを目的とするものです。

同大学には現在、中国やロシア、フランスなど156カ国から約50名の留学生が学んでいますが、民間団体の連携による留学生の企業研修等の支援として注目されています。(小樽)

### ■森啓代表運営委員

〒062-8605 札幌市豊平区旭町4-1-40

北海学園大学法学部

TEL:011-641-1161 FAX:011-824-7729

### ■中島興世代表運営委員

〒069-0833 江別市文京台700番地

北海道自治政策研修センター 教授

TEL:011-386-8311 FAX:011-386-8326

# 情報

INFORMATION

## 第12回自治体学会

### 三重伊勢大会のお知らせ

#### 1. 大会名称

第12回自治体学会・三重伊勢大会

#### 2. 日程・会場

● 第15回全国自治体政策研究交流会議

8月27日(木)伊勢市生涯学習センター

基調講演は、県庁改革を進めている北川知事が行う予定です。

● 第12回自治体学会・三重伊勢大会

8月28日(金)皇學館大学

#### 3. 時間構成

9:00~10:00 総会

10:00~10:30 挨拶、趣旨説明

10:30~12:00 全体会

13:00~17:00 分科会

#### 4. 全体会(案)

震災関係のパネルディスカッション。まちづくりのあり方を考えます。

#### 5. 分科会(案)

次の10テーマで検討を進めています。

● 流域圏と地域づくり

事例を基に地域づくりのあり方を考える

● 環境問題と行政

NGOの質問に行政が答え論点を探る

● 分権型社会の行政執行

市民セクターの運営上の問題を考える

● 行政改革・財政構造改革

組織管理、政策評価など総合的に論じる

● 伝統文化とまちづくり

経済的な地域活性化のプロセスを探る

● 自治体・インターネットの現実性

インターネットの活用分野を探る

● 介護保険制度

新制度に応じる実務者の議論を展開する

● 女性政策

家庭、地域、学校などの切り口で考える

● 分権時代の法と政策

自治立法の理論と手法を考える

● 分権時代の地方議会

議会のあり方を議員が中心に議論する

北海道自治体学会30周年記念

## 懸賞論文募集中

地方分権が着実に歩み出した本年、研究所は設立30周年を迎えます。これを記念して地方自治に関する論文を下記の要領で募集します。多数の応募をお待ちしています。

◎テーマ

「21世紀の地方自治を考える」

例えば、「情報公開と住民参加」「分権と自治体改革」「分権時代の自治体計画」「高齢社会のまちづくり」「リサイクル社会を目指して」「自治体間協力・連携」「地域の自立と産業クラスター」など、地方自治、自治体、住民、地域社会に関するものであれば、どんなテーマでもかまいません。

◎応募資格

道内在住の個人またはグループ(自主研究グループ等)

◎原稿締切

1998年7月31日(金)・当日消印まで有効

◎原稿字数

1万字から2万字

◎入選

入選三編く一席一篇、二席二篇、三席三篇>佳作数篇

◎懸賞

一席30万円、二席15万円、三席10万円、佳作5万円

◎応募先

〒060-0806 札幌市北区北6条西7丁目

北海道地方自治研究所 「30周年記念論文」係宛 なお、応募論文は返却いたしません。入選作は当研究所発行の「北海道自治研究」に掲載いたします。

◎選考

選考は、十亀昭雄理事長を委員長とする選考委員会にて行います。また、入選作の発表は9月4日(金)の予定です。

## 北海道フォーラム日程が決定

昨年の江差町に続き、今年は道東の弟子屈町でおこなわれる北海道自治体学会フォーラムの日程が決まりました。

既に現地実行委員会ではフォーラムの内容についての詰めに入っています。さまざまな連携のあり方を問う内容になるとのこと、弟子屈町はもとより、昨年の土曜講座inくしろで培った連携を軸に釧路管内10市町村の実行委員がまさに連携して準備作業が進められています。

北海道自治体学会フォーラム in 弟子屈(案)

● 開催日時:平成10年9月26.27日

● 開催場所:釧路管内弟子屈町

● テーマ(案)「これからの連携のありかた」

◎ 基調講演予定

辻山幸宣 中央大学法学部教授

講演内容「地方分権とこれからの連携課題」

～ 地域、組織、行政のさまざまな連携のあり方 ～



## 『地方自治の世界的潮流』 —20か国からの報告(ヨアヒム・J・ ヘッセ編、木佐茂男監修／信山社)

この本のセールスポイントとして2点挙げたい。一つは、内容に関する特徴として、よく知られた欧米諸国だけではなくアイルランドやトルコ、ギリシャなどほとんど情報が入ってこない国々の地方自治の概要を体系的に知ることができることで、その多様性に驚かされる。日本の地方自治を世界的な視座に置くことによって見えてくるものが少なくない。もう一つは、原著の翻訳作業に自治体職員が中心になって取り組んだ点であり、訳文の未熟さを越えた労作と言えるだろう。巻末には、主要メンバーによる座談会の記録が付記されており、自治体職員ならではの視点が読み取れる。上下2冊組で14,000円と高価なので、職場かグループ単位での購読をお勧めしたい。(桑原)

## 講座『主体形成の社会教育学』(全4巻)

(山田定市監修・鈴木敏正責任編集、北樹出版、1997年1998年、各2600円<第1巻のみ2400円>)

北大社会教育研究室を中心とした研究グループによる生涯学習研究の新しい分析枠の構築と学問の体系化を意図した集大作。

第1巻『学校型教育を超えて』(鈴木敏正著)、第2巻『生涯学習を組織するもの』(神田嘉延・遠藤知恵子・宮崎隆志編著)、第3巻『地域住民とともに』(大前哲彦・千葉悦子・鈴木敏正編著)、第4巻『自己教育の主体として』(山本健慈・高倉嗣昌・木村純編著)。(運営委員・事務局:内田和浩が第2巻第1編第5章、第3巻第3編第2章、第4巻第3編第3章を担当) (内田)



待望の本が出た。自治体法務の第一人者の木佐北大教授を中心に全国各地の自治体職員や研究者が共同研究した成果がこの1冊に結実している。「自治体法務」という新しいテーマを、わかりやすく実証的に解きあわせている。本書の持ち味は多々あるが、中でも「講師の説明がなくても自治体職員が読み通すことのできる自習教材」として使えることだ。職場や地域での学習会の格好のテキストと言える。(桑原)

## 環境市民連絡会作成資料集「参加で作る・環境基本条例」

この資料集は、当連絡会が札幌市および北海道の環境基本条例の制定に取り組んできた関係資料を取りまとめたものです。現在環境基本条例制定に向けての動きが全国の自治体に広がりつつありますが、「チラシを作ったことがないがどうしよう」「条例づくりを希望したいがどんな文書にしたらよいか」など、私たちが経験したことと同じ問題に直面している方々も多いと思います。また、行政の方も「一言で参加というがどうすればよいのか」という課題に直面されると思います。この資料が関係者の方々のお役に立てれば幸いです。

一部千五百円、申し込み先:札幌市中央区大通西7丁目ダイヤビル10f山本行雄法律事務所 FAX 011-261-8062 TEL 011-271-7403(ホームページからも申し込みます。

<http://www.tky.3web.ne.jp/yukioyy/siminren/>  
mail:siminren@anet.ne.jp)

代金は資料受取り後指定の口座にお支払いください。(中嶋)



○二人の新採用職員を係に迎えて丸一年。力をつける手助けができたか。そもそも持てる力を十二分に引き出せたか。新米係長の心がゆれる春です。(今川)

○今年3月28日に札幌で北海道NPOサポートセンターが立ち上がった。特定非営利活動促進法と名称が変えられてしまったが、とりあえずNPO法が成立し、来年から登録が始められる予定だ。市民活動が活発になり自由な発想の地域づくりが市民権を得るには、自治体職員ばかりではなく、一般の会社員や商店主などの多くの市民が変わらなければいけない。自律する市民として。(渡辺)

○大型減税で市民は消費活動に回帰するだろうか。金融スキャンダルが絶望的な不公平感を生み、「正直者はばかを見る」といった倫理の退廃をもたらし、市民の社会活動への参加意欲を殺いでいる。「公正と公平」への信頼こそが、市民の原動力であることを、政治家は忘れてしまっているらしい。(相内)

○今号作成については貢献度ゼロで編集後記を書く資格なしですが、一言。公務パートなどと呼ばれる、臨時・非常勤職員の労働条件の不遇に悩む女性たちの声が「さっぽろウイメンズ・ユニオン」などに多数寄せられているとのこと。地方公務員法や行政改革をタテにした深刻な労働問題のようです。ウーム、あなたのカイシャでは大丈夫ですか?(アニー木村)

○北海道や札幌市の環境基本条例づくりにかかわった環境市民連絡会代表 山下泰生さん)の資料集ができました。条例制定を通して地方自治を学ぶことができると思います。(中嶋)

○過日の「朝まで生テレビ」のテーマは「地方が東京を食いつぶす?」。見ていて腹が立つてならなかった。日頃「地方のことなど歯牙にもかけない評論たちが、この時とばかりに好き放題のことを言っていた。要は、「地方」は東京が稼いだ金を交付金や補助金で回してもらって「無駄使いをしている」という理屈だ。彼らに対する反論はいくらでもできるが、そんなことより大事なことは、我がまちの予算の在り方と使い方の徹底的な検証を、そこに住み者の責任としてきちんと行うことだと思う。東京の目ではなく、住民の目で、無駄は緒ねかねばならない。(桑原)